

# 鎌倉武士の体育

白井省三

## 目次

- 一、はじめに
- 二、弓 始
- 三、流鏑馬
  - イ、神事流鏑馬
  - ロ、神事流鏑馬の期日と員数
  - ハ、神社外における流鏑馬
- 四、笠 懸
- 五、犬追物および牛追物
- 六、相 撲
- 七、狩 獵
  - イ、牧 狩
  - ロ、鷹 狩
- 八、水 練
- 九、蹴 鞠
- 十、その他
  - イ、競 馬
  - ロ、草 鹿
- 十一、鎌倉に於ける予選会
- 十二、弓馬の師範
- 十三、レクリエション
  - イ、鶴 飼
  - ロ、闘 鶏
  - ハ、手 鞠
- 十四、おわりに

## 一、はじめに

鎌倉武士の体育的活動を資料を通して、分析し、その実体を探ろうとするものである。御家人の所領に於ける日常を知る資料は、全く無いに等しいと云える程しか残っていない。そこで若干の関連する資料より推論しか出来ない。上級御家人については、各種の資料により、可成詳細に知ることが可能である。そこで將軍、執権、上級御家人等に関するものを多く取扱うことになる。

体育的活動の記については最も信頼のおける吾妻鏡を根本資料とし、鶴岡八幡宮古文書集、鶴岡社務記録、小笠家弓法書、平家物語、源平盛衰記、曾我物語、古今著聞集、古事類苑、倭訓栞、群書類従、中右記、玉葉、明月記等の資料を通して、鎌倉武士が如何なる体育的活動をなし、幕府は如何なる方針、姿勢であったかを明らかにせんとするものである。従って各種目別運動の内容については簡単な説明に止めた。

## 二、弓 始

弓始は古事類苑に『弓始ハ一ニ的始ト云ヒ、又弓場始トモ云フ、此式ハ鎌倉幕府ノ時、始テ行フ所ニシテ、朝庭ノ射礼ニ擬シテ興シ、ナルベシ』<sup>(1)</sup>とあるが、すでに日本紀略醍醐帝延喜九年十月十六日の条に『射場始』<sup>(2)</sup>とあり、西宮記延長四年十月五日の条には『弓場初』<sup>(3)</sup>とあり、小右記、御堂関白記、権記、中右記、左経記、後二条師通記等に多く弓場始の記は出ている。従って古事類苑で鎌倉幕府の時始て行う所としているのには組し難い。

鎌倉に於ける体育的記録の初見が弓始めである。

即吾妻鏡治承四年十二月廿日の条に

於<sub>二</sub>新造御亭<sub>一</sub>。三浦介義澄献<sub>二</sub>琬飯<sub>一</sub>。其後有<sub>二</sub>御弓始<sub>一</sub>。此事兼雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>。公長兩息為<sub>二</sub>殊達者<sub>一</sub>之由。被<sub>二</sub>聞食<sub>一</sub>之間。令<sub>レ</sub>試<sub>二</sub>件芸<sub>一</sub>給。以<sub>二</sub>酒宴次<sub>一</sub>。於<sub>二</sub>音座<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰云々。

射手

一番

下河邊庄司行平 愛甲三郎季隆

二番

橋太公忠 橋次公成

三番

和田太郎義盛 工藤小二郎行光<sup>(4)</sup>

とあるを初見とする。

この日の弓始は後の弓始と異り、昨十九日鎌倉に参着し加々美次郎長清（後ノ小笠原）の推薦により御家人に加えられた橋公長の子息公忠および公成が弓射に長ずる由を頼朝が聞き、その芸を試す為に催したもので、所謂行事化された弓始の式ではなかったと思われる。

次いで文治四年一月六日の条に

……有<sub>二</sub>御的始<sub>一</sub>。

射手

一番

榛谷四郎重朝 和田太郎義盛

二 番

愛甲三郎季隆

橘次公成<sup>(5)</sup>

とあり

この日を以って弓始の最初とするのが正しいのではなからうか。これより後は僅かの例外を除いて毎年一月三日より二〇日までの間に弓始の式を催した。即行事化された弓始めの始めである。幕府内で行われた。

注

- (1) 佐藤誠實等編古事類苑武技部（吉川弘文館）昭和四十四年 三四五頁  
 (2) 黒板勝美編日本紀略第二後編（吉川弘文館）昭和五十四年 一四頁  
 (3) 源高明著西宮記第一（吉川弘文館）昭和六年 二一五頁  
 (1) 黒板勝美編吾妻鏡第一（吉川弘文館）昭和四十九年 六〇頁  
 (5) ッ 二八五頁

## 三、流 鏑 馬

イ、神事流鏑馬

先ず第一が流鏑馬<sup>(1)</sup>である。これは神事として、上総国一の宮、鶴岡八幡宮、三崎社、三島神社等の放生会、臨時祭等に張行われた。鎌倉に於る体育運動行事は、幕府内と鶴岡八幡宮がその中心であった。

吾妻鏡寿永三年一月十七日の条に

敬白、上総国一宮宝前

立申所願支

一 三箇年中可<sub>レ</sub>寄<sub>三</sub>進神田二十町<sub>一</sub>支

一 三箇年中可<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>如<sub>レ</sub>式造營<sub>一</sub>支

一 三箇年中可<sub>レ</sub>射<sub>三</sub>万度流鏑馬<sub>一</sub>支

右志者。為<sub>三</sub>前兵衛佐殿下心祈願成就東國泰平<sub>一</sub>也。如<sub>レ</sub>此願望令<sub>ニ</sub>々々圓滿<sub>一</sub>者。弥可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>崇<sub>三</sub>神威光<sub>一</sub>者也。仍立願如<sub>レ</sub>右<sup>(2)</sup>

とあり

上総権介広常が頼朝の武運長久と東国の泰平祈願の願書を上総国一の宮に奉納した。この条が記録の上での初見である。東国武士も公家或は平家の従士として京都生活をした者も多数あったので、それ等は流鏑馬の知識、技術を持つていたと思われ各自の在地の宮で流鏑馬を実施していであろうことは容易に想像し得る。

吾妻鏡文治二年八月十五日の条に

二品御<sub>ニ</sub>参詣鶴岡宮<sub>一</sub>。而老僧一人徘徊<sub>ニ</sub>御鳥居辺<sub>一</sub>。恠<sub>レ</sub>之。以<sub>三</sub>景季<sub>一</sub>令問<sub>ニ</sub>名字<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>之。佐藤兵衛尉憲清法師也。

今号<sub>ニ</sub>西行<sub>一</sub>云々。……西行申云。弓馬<sub>一</sub>者。在俗之当初。恐<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>伝<sub>三</sub>家風<sub>一</sub>。保延三年八月遁世之時。秀郷朝臣以来

九代嫡家相叢兵法焼失。……然而恩問不<sub>ニ</sub>等閑<sub>一</sub>之間。於<sub>三</sub>弓馬<sub>一</sub>者。具以申<sub>レ</sub>之。即令<sub>ト</sub>俊兼<sub>一</sub>記<sub>中</sub>置其詞<sub>上</sub>給<sub>レ</sub>。

……

とあり

頼朝は、たまたま鎌倉に来ていた西行法師を営中に招き、西行家伝の秀郷流の弓馬につき尋ね、これを藤原俊兼に記させた。

又吾妻鏡文治三年八月十五日の条に

……諏方大夫盛澄者。流鏑馬之藝窮。依レ慣ニ伝秀郷朝臣秘訣<sup>(4)</sup>也。……  
とあり

諏方盛澄も、その祖藤原秀郷の秘訣を伝え、流鏑馬の至芸を鶴岡八幡宮放生会の日に披露しその罪を許されたとあり、秀郷流流鏑馬がその本流とされていた。併し、各家には家伝があり必ずしも一定していなかったとみえて、吾妻鏡建久四年八月九日の条に

將軍家<sup>源</sup>頼朝令ニ出由井浦<sup>一</sup>給。是所レ被レ召ニ具來放生會流鏑馬射手<sup>一</sup>也。各被レ試ニ其射芸<sup>一</sup>。北条五郎時連。始從ニ此役<sup>一</sup>。令<sup>下</sup>河邊庄司行平<sup>一</sup>訓<sup>中</sup>其体<sup>上</sup>給。而就<sup>ニ</sup>弓持様<sup>一</sup>。武田兵衛尉有義。海野小太郎幸氏等。有<sup>下</sup>申<sup>上</sup>子細<sup>一</sup>。行平述<sup>ニ</sup>譜代口傳故実等<sup>一</sup>。將軍令<sup>レ</sup>甘<sup>ニ</sup>心彼儀<sup>一</sup>給上勿論也<sup>(5)</sup>。  
とあり

弓術の大家とされていた、武田兵衛尉有義。海野小太郎等から弓の持ち様について意見が述べられたが、下行辺庄司行平が譜代の口伝故実を述べたところ頼朝感心をしたとあり。行平家にも家伝があったことを記している。

又吾妻鏡建久五年十月九日の条には

將軍家<sup>源</sup>頼朝入<sup>ニ</sup>御小山左衛門尉朝政之家<sup>一</sup>。朝政兄弟以下一族群參。數輩祗候云云。於<sup>ニ</sup>此所<sup>一</sup>召<sup>ニ</sup>聚弓馬堪能等<sup>一</sup>。披<sup>ニ</sup>覽旧記<sup>一</sup>。相<sup>ニ</sup>訪先蹤<sup>一</sup>。令<sup>レ</sup>談<sup>ニ</sup>流鏑馬以下作物射様<sup>一</sup>給。其故実各所<sup>ニ</sup>相伝<sup>一</sup>之家説。面々意巧不<sup>ニ</sup>一准<sup>一</sup>。仍令<sup>前</sup>右京進仲業記<sup>ニ</sup>彼意見<sup>一</sup>給。是明年御上洛之次。有<sup>レ</sup>御<sup>ニ</sup>參住吉社<sup>一</sup>。為<sup>レ</sup>果<sup>ニ</sup>御宿願<sup>一</sup>。以<sup>ニ</sup>堪能之者<sup>一</sup>。可<sup>下</sup>令<sup>レ</sup>射<sup>上</sup>流鏑馬<sup>一</sup>給<sup>上</sup>。京幾之輩。若及<sup>ニ</sup>見物<sup>一</sup>者。定<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>之可<sup>レ</sup>謂<sup>ニ</sup>東国射手之本<sup>一</sup>歟。然者無<sup>ニ</sup>後難<sup>一</sup>之様。兼日能擬<sup>ニ</sup>評議<sup>一</sup>有<sup>ニ</sup>用捨<sup>一</sup>。為<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>学<sup>ニ</sup>其宜体若輩<sup>一</sup>。有<sup>ニ</sup>此儀<sup>一</sup>云云。

其衆

下河邊庄司行平 小山左衛門尉朝政 武田兵衛尉有義 結城七郎朝光 小笠原次郎長清  
 和田左衛門尉義盛 榛谷四郎重朝 工藤小次郎行光 諏方大夫盛澄 海野小太郎幸氏  
 氏家五郎公頼 小鹿島橋次公業 曾我太郎祐信 藤沢次郎清近 望月三郎重澄  
 愛甲三郎季隆 宇佐美右衛門尉祐茂 那須太郎光助<sup>6)</sup>

とあり

前記の条々とともに家伝の多かつたことが知られる。これより見れば東国にも秀郷流を称する流鏑馬が御家人達の所領内で広く行われていたと推察される。

建久五年十月九日の条に見る面々は鎌倉に於ける当代一流の権威者であるが、『其故実各所ニ相傳ニ之家説。面々意巧不ニ准ニ。仍令前右京進仲業記ニ彼意見ニ給』とあり。各相伝の家説は一致せず遂に中原仲業の意見を記さしめた。云はば我流のものとも云える程度であつたと思われる。

又『是明年御上洛之次。有御ニ参住吉社ニ。為果ニ御宿願ニ。以ニ堪能之者ニ。可下令射ニ流鏑馬ニ給上。京幾之輩。若及ニ見物ニ者。定以レ之可レ謂ニ東国射手之本ニ歟。然者無ニ後難ニ之様。兼日能凝ニ評議ニ有ニ用捨ニ。為レ令レ学ニ其宜体若輩ニ。有ニ此儀云云』とある如く頼朝明年上洛の際住吉社に奉納の流鏑馬が都の輩の物笑いにならない為の準備として東国に於ける権威者を集め意見を述べさせた。この事は、実戦に於ける射術に就いては、東国武士は自信を持っていたと思われるが、形式化されたものに就ては全く自信無く劣等感を持っていたと思われる。

本条に見る下河辺行平は後述の如く頼家の弓馬の師範たりし人物、小笠原長清は、小笠流弓術の始祖とされ、三〇代清信は小笠原流流鏑馬を現在も教授し、鶴岡八幡宮の祭（本年は四月十九日武田流九月十五日小笠原流）に奉納して妙技を披露している。流鏑馬は原則として神社の神事として行われた。が、神事の数日前には由比浦、杜戸、幕府馬場殿等で試射会が持

たれた。又後述せる如く建久六年八月十四日以後は単なる試射会でなく予選会を行うようになった。

鶴岡宮の神事としての流鏑馬の最初の記は

吾妻鏡文治三年八月十五日の条に

鶴岡放生会也。二品御出。……有<sub>二</sub>流鏑馬<sub>一</sub>。射手五騎。各先渡<sub>二</sub>馬場<sub>一</sub>。次各射訖。皆莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>的。……今日流鏑馬。

一番

射手 長江太郎義景

的立

野三刑部兼成綱

二番

射手 伊沢五郎信光

的立

河勾七郎政頼

三番

射手 下河邊庄司行平

的立

勅使河原三郎有直

四番

射手 小山千法師丸

的立

浅羽小三郎行光

五番

射手 三浦平六義村

的立

横地太郎長重<sup>(?)</sup>

とあり

これより後、放生会、臨時祭には殆んど流鏑馬神事が行われている。神事と関りなく行われたと思われる流鏑馬は

吾妻鏡寛喜元年十月二十二日の条に

將軍家令<sub>レ</sub>出<sub>三</sub>由比浦<sub>一</sub>給。有<sub>三</sub>流鏑馬<sub>一</sub>。相模四郎。足利五郎。小山五郎。駿河四郎。武田六郎。小笠原六郎。三浦又太郎。城太郎。佐々木三郎。佐々木加地八郎等為<sub>三</sub>射手<sub>一</sub>。三的之後。三々九。四六三以下作物等各射<sub>レ</sub>之。此芸朝夕非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>御覽<sub>二</sub>支<sub>上</sub>之由。如<sub>三</sub>相州<sub>一</sub>内々雖<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>諫申<sub>一</sub>。凡依<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>御人興<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>之。連々可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>御覽<sub>一</sub>云云。<sup>(8)</sup>

とあり

將軍頼経が、特に興ぜられ時房が諫めたが『連々可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>御覽<sub>一</sub>』とあり、連日之を覽られたと思われる。従って神事として神聖視した流鏑馬は將軍の興味のみによって行われた。

又吾妻鏡寛喜二年二月七日の条に

將軍家渡<sub>三</sub>御杜戸<sub>一</sub>。遠笠懸。流鏑馬。犬追物。廿疋。等也。例射手皆以參上。各施<sub>三</sub>射芸<sub>一</sub>云々。<sup>(9)</sup>

とあり

前条と合わせ考えれば、寛喜元年十月十二日以降頼経は、神事と無関係に流鏑馬を行わせたことが知られる。

流鏑馬之書には『所謂流鏑馬を射るの射手等は身の不浄を誡め齋すること数日にして多は神事祭礼等に行之と見えり。恣に勿<sub>レ</sub>執<sub>三</sub>行之<sub>一</sub>と云々』<sup>(10)</sup>

とあり

倭訓栞前編三十四やぶさめには『東鑑に流鏑馬をよめり、矢伏射馬の義成べし、射馬という事も、東鑑に見えたり、是は神前にて執行はるる式にて、天武天皇の時の、うまゆみに始れりといへり』<sup>(11)</sup>

とあり

何れも神事として執行されたものとしており、前記の將軍頼経如きは例外であたつのと解される。

尚、流鏑馬は京都の影響（鶴岡八幡宮と石清水八幡宮の関係）もあったと思われるが、頼朝を始めとする鎌倉幕府の武芸奨励の姿勢が強く影響し、更に東国武士の士風とも合致したものと思われる。当時の武芸では弓馬、相撲を最も重んじた。

平家物語上巻卷五、富士川の事に

……大將軍権亮少將維盛、東国の案内者として、長井の齊藤別当実盛を召して、「汝ほどの強弓精兵、八箇国にいかほどあるぞ」と問ひ給へば、齊藤別当あざ笑って、「さ候へば、君は実盛を大矢と思し召され候ふにこそ。僅か十三束をこそ仕り候へ。実盛ほど射候ふ者は、八箇国には幾らも候。大矢と申す定の者の、十五束に劣って引く候はず、弓の強さも、したたかな者の、五六人して張り候。かやうの精兵どもが射候へば、鎧の二三領は、たやすう、かけず射通し候。大名と申す定の者の、五百騎に劣って持つは候はず。馬に乗って落つる道を知らず。悪所を馳すれど、馬を倒さず<sup>(12)</sup>。……とあり

多少の誇張はあると思われるが、東国武士の弓馬の巧さを良く述べている。このことは日頃弓馬に親しみ、弓馬に優れるを以って武士たる者の本分とするの気風があったからと思われる。

吾妻鏡文治三年八月四日の条には

今年於三鶴岡ニ依レ可レ被レ始ニ行放生会ニ。被レ死ニ催流鏑馬射手并的立等役ニ。其人数。以ニ熊谷二郎直実ニ。可レ立ニ上手的ニ之由。被レ仰之処。直実含ニ鬱憤ニ申云。御家人者皆傍輩也。而射手者騎馬。的立役人者歩行也。既似レ分ニ勝劣ニ。於ニ如レ此事ニ者。直実難レ從ニ敵命ニ者。重仰云。如レ此所役者……。非ニ下職ニ。且新日吉社御祭幸之時。召ニ本所衆ニ。被レ立ニ流鏑馬的ニ畢。思ニ其濫觴ニ訖猶越ニ射手之所役ニ也。早可ニ勤仕ニ者。直実遂以不レ能レ進レ奉之間。依ニ其

科一。可レ被レ召ニ分所領ニ之旨。被ニ仰下<sup>(13)</sup>ニ云々。

とあり

熊谷二郎直実は鶴岡宮の放生会に於いて流鏑馬射手に選ばれず的立役を命ぜられた事を不服として頼朝の説得にも服せず遂に科を受けるに至った。この事は鎌倉武士が騎射を最も重んじていたことを示すと共に、鶴岡宮の流鏑馬射手に選ばれることが武人の名誉であったからと思われる。

ロ、神事流鏑馬の期日と員数

鶴岡八幡宮の神事としての流鏑馬は、群書類従、流鏑馬次第によれば

一、於ニ関東八幡宮ニ頼朝御代神事射手次第

二月初卯。 十六騎。

四月四日。 十 騎。

五月五日。 十六騎。

六月廿日。 十六騎。

八月十六日。 十六騎。

九月九日。 十六騎。

十月。 十 騎。

十一月。 七 騎。

此外用意之射手。毎度に二騎づつ有<sup>(14)</sup>べし。  
とあり

大方は十六騎で行ない。十騎。七騎。の時もあったが、騎数が何によって決められたかは不明である。古事類苑武技部八流鎭馬に於いても

……射手ハ十六騎、或ハ十騎七騎等ニシテ、必シモ定数アラズ……<sup>(15)</sup>  
とあり

群書類従、流鎭馬次第と全く同じであるが日本弓術史、馬術史では

一 射手の数之事、十二騎或は十騎或は八騎也。<sup>(16)</sup>  
とあり

前記群書類従流鎭馬次第及び古事類苑武技部流鎭馬と甚だ異なる。又前掲文治三年八月十五日の条には射手五騎とあり、その氏名を載せている。

建久四年八月十五日の条には

……其射手。

三浦平六兵衛尉。

北条五郎

小山又四郎

下河邊六郎

和田三郎

氏家五郎

海野小太郎

望月三郎

榛谷四郎

千葉五二兵衛尉

小笠原二郎

武田五郎

梶原三郎兵衛尉<sup>(17)</sup>

(ハ) とあり

十三人を射手としている。

吾妻鏡では、射手十六騎が記されているのは建久六年八月十六日の条に『射手十六騎皆所被撰堪能也』<sup>(18)</sup>とあり、これより後十六騎が多くなっている。従って古事類苑の『……必シモ定数アラズ』とあるのが正しいと思われる。期日についても一定せず放生会、臨時祭等には必ず行っていた。

ハ、神社外に於ける流鏝馬

流鏝馬は原則として神事として行われたが、神事の為の試技或いは予選会として由比浦、杜戸、幕府の馬場殿で実施された。又例外として前掲の如く將軍頼経の恣意に依り行われた事もあった。

即吾妻鏡建久四年八月九日の条に

將軍家令<sup>レ</sup>出<sup>三</sup>由比浦<sup>一</sup>給。是所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>召<sup>三</sup>具来放生会流鏝馬射手<sup>一</sup>也。各被<sup>レ</sup>試<sup>三</sup>其射<sup>芸</sup><sup>(19)</sup>。

とあり

吾妻鏡建久六年八月十四日の条に

將軍家相<sup>ニ</sup>卒放生会流鏝馬射手等<sup>一</sup>。出<sup>三</sup>由比浦<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>試<sup>三</sup>面々射芸<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>撰<sup>三</sup>定十六騎<sup>一</sup>云々。<sup>(20)</sup>

とあり

射芸を試し鶴岡放生会流鏝馬出場者を撰定した。前記建久四年八月九日の条では出場者の芸を試された丈であったと思われるが、今回は出場者の選定の為の予選会として実施された。これより後予選会が屢々行われた。が、予選会開催の必要が何によってかは知る手掛りがない。流鏝馬予選会の最初である。併して十六日の放生会では

一番 三浦和田五郎

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 二番  | 里見太郎                    |
| 三番  | 武田小五郎                   |
| 四番  | 東平太                     |
| 五番  | 榛谷四郎                    |
| 六番  | 葛西十郎                    |
| 七番  | 海野小太郎                   |
| 八番  | 愛甲三郎                    |
| 九番  | 伊東四郎                    |
| 十番  | 氏家太郎                    |
| 十一番 | 八田三郎                    |
| 十二番 | 結城七郎                    |
| 十三番 | 下河邊四郎                   |
| 十四番 | 小山又四郎                   |
| 十五番 | 江間太郎                    |
| 十六番 | 梶原三郎兵衛尉 <sup>(21)</sup> |

が射手として記されているので、八月九日の予選会で以上の十六名が選抜されたことになる。予選会出場者の氏名が記されていないので落選者は不明である。尚、北条泰時（江間太郎）も一流の射手であつたらしく、十六名の中に入っている。

注

(1) 倭訓栞では矢伏射馬やふさまめの意であろうとしている。多少の相違は有るが、二二〇m乃至二七〇mの直線走路を馬を疾駆させながら走路の左方約七m—十一m離して立てられた的三本を鏑矢で次ぎ次ぎに射る。的の間隔は約七二m乃至九〇mで的の大きさは五五cm平方で、これを高さ約一mの棒の先に挟んで立てる。中的場合は奉行が太鼓を打つ。棧敷は中の的の反対側の小高いところに設けられ、將軍や重臣は、ここで覽られた。

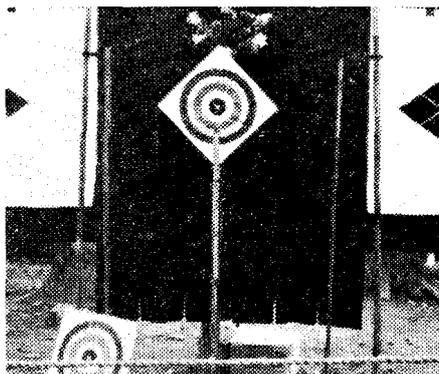
昭和五十六年四月十九日鎌倉祭に於ける流鏑馬より(竹田流)

×10



流鏑馬射  
手の服装

×97



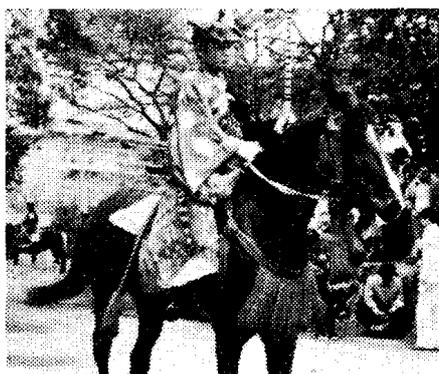
的

×97



第二的  
を射た直  
後

×97



出走直前  
馬の興奮  
を鎮めて  
いるとこ  
ろ

- (2) 黒板勝美編吾妻鏡第一 (吉川弘文館) 昭和四九年 九六頁
- (3) 〃 〃 二四〇頁
- (4) 〃 〃 二六九頁
- (5) 〃 第二 四九五頁
- (6) 〃 第二 五一四頁
- (7) 〃 第一 五一五頁
- (8) 〃 第三 二六九頁
- (9) 〃 〃 八八頁
- (10) 〃 〃 九二頁
- (10) 東京教育大学体育史研究室  
日本古武道振興会 共編日本武道全集第三 (人物往来社) 昭和四一年 四一五頁
- (11) 谷川士清編和訓栞下卷 (名著刊行会) 昭和四三年 五三七頁
- (12) 佐藤謙三校注平家物語上卷 (角川書店) 昭和五五年 二六三頁
- (13) 黒板勝美編吾妻鏡第一 (吉川弘文館) 昭和四九年 二六四頁
- (14) 塙保己一編群書類從第二十三輯武家部 (群書類從完成会) 昭和五二年 七五頁
- (15) 佐藤誠実編古事類苑武技部流鏑馬 (吉川弘文館) 昭和四四年 四九頁
- (16) 東京教育大学体育史研究室  
日本古武道振興会 共編日本武道全集第三 (人物往来社) 昭和四一年 四一九頁
- (17) 黒板勝美編吾妻鏡第二 (吉川弘文館) 昭和四九年 四九六頁
- (18) 〃 第二 五四六頁
- (19) 〃 〃 四九五頁
- (20) 〃 〃 五四六頁
- (21) 〃 〃 五四六頁、五四八頁

## 四、笠懸

古事類苑武技部九笠懸<sup>(1)</sup>によれば

カサガケト云フ、其名ハ笠ヲ懸ケテ的ト為シ、ニ起ル、即チ騎射ノ一ナリ、後ニハ板上ニ革ヲ張りテ的ト為シ、矢ハ驀目ヲ用ヰル<sup>(2)</sup>……

とあり

倭訓栞には

かさがけ中右記に仰下可射ニ笠掛ニ之由<sup>(3)</sup>と見えたり、寛治年間の事也、もとは竹笠をかけて射しが、後に遠笠掛と名づけ、的も何にても時に随ひて用ゐるよし……小笠掛あり遠笠掛も共に東鑑に見えたり東国の風なりといへり<sup>(3)</sup>

とあり

東国の風なりとあるが、鎌倉開府以前すでに京都で行われている。

記録の上では中右記寛治六年二月八日の条に

……仰下可射ニ笠掛ニ之由<sup>(4)</sup>……

とあるを初見とする。従って笠懸も京都に始まり、東国に伝わったものと思われる。

玉葉文治二年五月十一日の条に<sup>(5)</sup>

……去二月向ニ宇治離宮馬場ニ射ニ笠懸<sup>(5)</sup>。……

とあり

明月記元久元年七月十一日の条に

……今日有御笠懸。<sup>(6)</sup>……

十五日の条に

……即又御院参、笠懸見物云々。有数笠懸云々。<sup>(7)</sup>

建永元年八月五日の条に

……申時許聞御城南寺由即参、御笠懸小弓等、昏黒還御退出<sup>(8)</sup>……

とあり

これ等の条々より倭訓栞の『東国の風なりといえり』は納得出来ない。

東国に於ける最初の記は

吾妻鏡元暦元年五月十九日の条に

……於<sup>ニ</sup>杜戸松樹下<sup>一</sup>有<sup>ニ</sup>小笠懸<sup>一</sup>。是士風也。非<sup>ニ</sup>此儀<sup>一</sup>者。不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>他見物<sup>一</sup>之由。武衛被<sup>レ</sup>仰之。客等太入<sup>レ</sup>興云云。<sup>(9)</sup>  
とあり

たまたま鎌倉に下向していた頼盛、一条能保等と舟遊の後、杜戸で小笠懸を催した。頼朝は『是士風也』といっており、弓馬が武人の身上であることを強調している。従って東国武士は笠懸をしばしば行ったことが吾妻鏡に多く見られる。行われた場所も幕府の馬場殿、浜御所、ご家人宅、由比浦、杜戸、稲村崎、三浦崎、小坪海辺、山内等適地であれば何処でも催したが、神社、仏閣では行っていない。神事とは考えなかった故と思われる。

注

(1) 懸笠は約百米の直走路(巾○・五四m、深さ一二cm)を全速力で馬を駆けさせながら走路から約二十mの位置に立てられた

的を射るもので、的の遠近により遠笠懸、小笠懸があった。百番笠懸は百回続けて行うので、途中で乗馬を変えることが許された。

- (2) 佐藤誠実編古事類懸武技部笠懸(吉川弘文館) 昭和四四年 五二七頁
- (3) 谷川士清編和訓葉上卷(名著刊行会) 昭和四三年 四五九頁  
四六〇頁
- (4) 史料大成刊行会編中右記一(臨川書店) 昭和五〇年 七一頁
- (5) 国書刊行会編玉葉第三(名著刊行会) 昭和四六年 百九六頁
- (6) 藤原定家著明月記第一(国書刊行会) 昭和四八年 三七四頁
- (7) 〃 〃 三七五頁
- (8) 〃 〃 四六八頁
- (9) 黒板勝美編吾妻鏡第一(吉川弘文館) 昭和四九年 一一六頁

### 五、犬追物いぬおうちものおよび牛追物

鎌倉においては源家三代の間は、犬追物(1)の記録は見られず、犬追物の原型とされる牛追物(2)は

吾妻鏡寿永元年四月五日の条に

於ニ金洗沢辺一。有ニ牛追物一。下河邊庄司。和田小太郎。小山田三郎。愛甲三郎等。依レ有ニ箭員一。各賜ニ色皮紺絹等一。

とあるを初見とし

寿永元年六月七日の条に

武衛令レ出ニ由比浦一。壮士等各施ニ弓馬芸一。先有ニ牛追物一。下河邊庄司為御。榛谷四郎。和田太郎。同次郎。三浦十郎。愛甲三郎。為ニ射手一。

とあり、下河辺庄司行平が頼朝の相手とあり、頼朝も射たことが知られる。

又、文治三年十月二日の条に

二品令<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>由比浦<sub>一</sub>給。有<sub>ニ</sub>牛追物<sub>一</sub>。重朝。義盛。義連。清重等為<sub>ニ</sub>射手<sub>一</sub>。

とあり

下河辺行平の名が見られないのは、洛中の狼籍を鎮めんため上洛して不在であったからで榛谷四郎重朝、和田小太郎義盛。三浦十郎義連。葛西三郎清重等の名手は名を連らねている。

以上牛追物は、鎌倉時代を通して吾妻鏡では三回見られるのみで、それも総て頼朝時代で跡を断っている。

犬追物は將軍頼経の代よりで

吾妻鏡貞応元年二月六日の条に

於<sub>ニ</sub>南庭<sub>一</sub>有<sub>ニ</sub>犬追物<sub>一</sub>。若君御入興。此事又讚岐羽林殊庶幾被<sub>ニ</sub>申行<sub>一</sub>。奥州。足利前武州已下群参見物。犬二十匹。射手四騎也。相構可<sub>レ</sub>決<sub>ニ</sub>勝負<sub>一</sub>之由。別被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>之間。各争<sub>ニ</sub>箭員<sub>一</sub>之処。面々五足射<sub>レ</sub>之。始十足内。每<sub>ニ</sub>一足<sub>一</sub>。今度犬者某可<sub>レ</sub>射之由。次第付<sub>レ</sub>主被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>。其人箭必中<sub>レ</sub>之。後十足時者。射手次第。此犬者令<sub>レ</sub>領之由自称。依<sub>レ</sub>仰也。又無<sub>ニ</sub>相違<sub>一</sub>。等巡射手中<sub>レ</sub>之。旁為<sub>ニ</sub>希代珍事<sub>一</sub>之由。人々美談。駿河前司義村加<sub>ニ</sub>檢見<sub>一</sub>。嶋津三郎兵衛尉忠義申<sub>ニ</sub>次之<sub>一</sub>。

射手

小山新左衛門尉朝長

氏家太郎

駿河二郎泰村

横溝六郎<sup>(6)</sup>

とあり

この条を以って鎌倉に於ける犬追物の初見とする。『嶋津三郎兵衛尉忠義申次之』とあり、古事類苑武技部十犬追物上に『犬追物……足利氏ノ末、漸ク衰替シテ其法ヲ失ヒシヲ、徳川氏ノ時、島津氏之ヲ行ヒテヨリ復世ニ行ハル』とあり、島津氏には鎌倉時代以降連々伝わったものと思われる。

射手は前掲の如く最初は四騎であったが、次の各条に見る如く、六騎となり、次で十二騎、十八騎となり、犬も増加した。

吾妻鏡元仁元年二月十一日の条に

於ニ御壺ニ有ニ犬追物ニ。前奥州。相公羽林等被レ参。犬十二匹。

射手六騎也

三浦駿河次郎泰村。佐々木八郎信朝

結城七郎兵衛尉朝廣。駿河四郎家村。

武田六郎信長。横溝六郎。<sup>(8)</sup>

とあり

吾妻鏡安貞二年三月九日の条には

將軍家始有ニ御浜出ニ。由比浜。密々入ニ御棧敷ニ之間如ニ供奉人々路次儀ニ。頼被レ省ニ略之ニ。有ニ犬追物ニ。<sup>(7)</sup>三浦駿河前司為ニ檢見ニ。

射手

相模四郎 駿河次郎

佐々木判官三郎 城太郎

武田六郎

大須賀次郎左衛門尉

小笠原六郎

佐原太郎

氏家太郎

佐々木八郎

原左衛門尉

横溝六郎<sup>(9)</sup>

とあり

更に吾妻鏡寛喜二年二月十九日の条に

將軍家令<sup>レ</sup>出<sup>ニ</sup>由比浜<sup>ニ</sup>給。是駿河守重時。為<sup>ニ</sup>京都守護<sup>ニ</sup>。近日依<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>上洛<sup>ニ</sup>。御餞別之故也。相州。武州。駿河守。各野矢。被<sup>レ</sup>参。有<sup>ニ</sup>六十足犬追物<sup>ニ</sup>内檢見駿河前司。白直垂。夏毛。行騰。黒馬。外檢見下河邊左衛門尉。曳柿直垂。夏毛。行騰。葦毛馬。

射手十二人

一手

相模四郎

武田六郎

佐々木四郎

城太郎

結城五郎

三浦又太郎

一手

相模五郎

小山五郎

下河邊右衛門次郎

佐々木八郎

駿河四郎

小笠原六郎<sup>(10)</sup>

とあり

餞別に犬追物を催したとあり、遊事化の傾向が見られる。射手は此日以後、一番六騎宛、二番、三番と十八騎の時も、十二騎の時もあった。又検見も外の検見、内の検見が置かれ、一応の型が整ったと思われる。貞応元年二月六日以降、吾妻鏡はその記を多く載せており將軍頼経より宗尊親王の代までは盛んに犬追物を催している。

曾我物語卷三に

……折節、九月十三夜の、まことに名ある月ながら……あはれ、父だにましまさば、馬をも鞍をも用意してたびなまし。さあらば、を犬。笠懸をも射ならいなん。<sup>(11)</sup>……とあり

御家人は幼時より犬追物や笠懸等の射術を常日頃練習したことが知られる。

注

(1) 定型化された犬追物では、約二〇〇m平方の馬場(外側は柵)に直径十二mと二mの二つの同心円を縄で作り、その中に犬を入れ一匠ずつ放って競射する。射手は三六騎を十二騎ずつに分けて三組となし。毎回犬は十四を入れ、各組五回宛行り。矢は木製鎗矢を用い矢の根を付けないので犬を殺傷することはない。

検見役が置かれ、記帖後に、矢が当たった場合は報告する。

(2) 佐藤誠実編古事類苑武技部犬追物上(五七四頁)に『牛追物ハ馬ニ騎リテ牛ヲ射ルナリ、其ノ射法詳ナラズ、而シテ犬追物ハ、牛追物ニ起因セリト云フ』とあり、詳細は不明である。

(3) 黒板勝美編吾妻鏡第一(吉川弘文館)昭和四九年 八四頁

(4) // 第二 八八頁

(5) // 二七四頁

(6) // 第三 三頁

- (7) 佐藤誠実編古事類苑武技部犬追物上（吉川弘文館）昭和四四年 五七四頁
- (8) 黒板勝美編吾妻鏡第三（吉川弘文館）昭和四九年 十五頁  
十六頁
- (9) 〃 〃 六九頁
- (10) 〃 〃 九三頁
- (11) 市古貞次  
大島建彦校注曾我物語卷三（岩波書店）昭和四八年 一三三頁

## 六、相 撲

相撲は神事としてのもの、幕府内で行ったもの、御家人宅で行ったもの、臨時に事のついでに行ったもの等様々であり、相撲人の相撲、武士と相撲人の相撲、武士の相撲、庶民の相撲等があった。

頼朝をはじめ鎌倉幕府の主脳は練武の為相撲を奨励した。当時の合戦では屢々組み打ちになる事が多かったので、その基礎訓練としての相撲が重視された。鶴岡の祭礼にも神事として必ず相撲が行われた。その為に八幡宮の社人の内に相撲職を設けていた。

鶴岡八幡宮古文書集寿永三年六月三日付頼朝安堵下文に

（源頼朝）

花 押

下相模國中坂間郷

可早免除 若宮相撲字新

三郎家真給田島在家等事

田嶋町 島嶋町 在字嶋字

右、件給田畠在家免除畢、  
地頭名主等不可有煩之状  
如件

寿永三年六月三日<sup>(1)</sup>

とあり

鶴岡八幡宮には頼朝の代より相撲職が有ったことが知られる。

鶴岡社務記録建久三年八月十六日の条に

馬場儀式、相撲十人自京下向云々<sup>(2)</sup>。

とあり

吾妻鏡同年八月十四日の条に

於<sub>二</sub>鶴岡廻廊外庭<sub>一</sub>。放生会。相撲内取手被<sub>二</sub>召決<sub>一</sub>之。藤判官代為<sub>二</sub>奉行<sub>一</sub>云々。

一番 奈良藤次 荒次郎

二番 鶴次郎 藤塚目

三番 犬武五郎 白河黒法師

四番 佐賀良江六 兼仗太郎

五番 所司三郎 小熊紀太

六番 鬼王 荒瀬五郎

七番 紀六 王鶴

八番 小中太 千手王<sup>(3)</sup>

とあり

この日の十六名の内、十人が京より下向した相撲人と思われるが、正確には確認できない。が、或れにせよ、鎌倉にも相撲人が来たことを示すものである。

源平盛衰記卷第二十一 小坪合戦事に

……武蔵国の住人綴<sup>つづる</sup>党の大將に、太郎五郎とて兄弟二人あり、共に大力なりけるが、太郎は八十人が力あり、東国無雙の相撲の上手、四十八手の取手に暗からずと聞ゆ<sup>(4)</sup>、……とあり

東国武士の間で相撲が盛んであったことが知られると共に、この時代相撲の基本技四十八手はすでに広く知られていたことを証するものである。

吾妻鏡建久二年閏十二月七日の条に

幕下入<sup>レ</sup>御于三浦介義澄宅<sup>一</sup>。……終日御興遊。平六兵衛尉義村。太郎景連。佐貫四郎。大井兵衛二郎等被<sup>レ</sup>召。

決<sup>三</sup>相撲勝負<sup>一</sup>云々<sup>(5)</sup>。

とあり

又吾妻鏡正治二年二月二日の条に

今日出<sup>三</sup>御御所侍<sup>一</sup>。仰<sup>三</sup>波多野三郎盛通<sup>一</sup>。被<sup>レ</sup>生<sup>三</sup>虜勝木七郎則宗<sup>一</sup>。依<sup>レ</sup>為<sup>三</sup>景時余党<sup>一</sup>也。是多年奉<sup>レ</sup>昵<sup>三</sup>近羽林<sup>一</sup>。之侍也。相撲達者。筋力越<sup>レ</sup>人之壮士也<sup>(6)</sup>。とあり

武士の間で相撲が盛んであった。当時の合戦は組み打ちになることが多く、為に相撲による技術の習得と肉体の鍛練を必要とした。色々の機会に相撲が行われ、自然に武士間の相撲達者の者は人々に知られるようになった。

曾我物語巻第一（おなしく相撲の事）に

秀貞がわかざかり、鷹狩、川狩のかへり足には、力業、相撲がけこそ、おもしろけれ、わかき人々、相撲とりたまへ。見てあそばん。見物には、上やあるべきといひければ、伊豆国の住人、三鳥入道将監、いだけだかになりて、「石ころばかしの瀧口殿と合澤弥五郎殿、いでてとりたまへ。これこそ、あひごろの力ときけ。さもあらば、入道いでて、行司にたたん」といふ。<sup>(7)</sup> ……  
とあり

鷹狩、川狩の帰途などにも相撲をしたことが知られ、機会あれば何つでも行ったのである。

古今著聞集 三八〇畠山重忠力士長居と合ひて其肩の骨を折る事に

鎌倉前右大将に、東八ヶ国うちすぐりたる大力の相撲出来て、申云、「当時長居に手向ひすべき人おぼえ候はず畠山庄司次郎ばかりぞ心にくう候。それとても、なかゐをば、たやすくは、いかでかひきはたらかし侍らん」と詞も憚からすいひけり。<sup>(8)</sup> ……  
とあり

力士長居は世系不明で何々の家の子とも郎党とも知られないので、武士ではなく、所謂力士であったと思われる、所謂力士を称する者が東国にも居た。このことは庶民の間にも相撲が盛んであったことを証するものである。  
ところが

吾妻鏡建長六年閏五月一日の条に

相州随<sub>三</sub>身下若等<sub>一</sub>。参<sub>三</sub>御所<sub>一</sub>。将<sub>三</sub>軍家出<sub>三</sub>御広御所<sub>一</sub>。御酒宴及<sub>三</sub>数献<sub>一</sub>。近習人々被<sub>レ</sub>召<sub>三</sub>出<sub>一</sub>。各乘<sub>レ</sub>醉。于<sub>レ</sub>時相州被<sub>レ</sub>申云。近年武芸廢而自他門共好<sub>三</sub>非職才芸<sub>一</sub>。觸<sub>レ</sub>支已忘<sub>三</sub>吾家之礼<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>謂<sub>三</sub>比興<sub>一</sub>。然者弓馬芸者追可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>試会<sub>一</sub>。先於<sub>三</sub>当座<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>三</sub>決相撲<sub>一</sub>就<sub>三</sub>勝負<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>感否御沙汰<sub>一</sub>。之由云々。将<sub>三</sub>軍家殊有<sub>三</sub>入興<sub>一</sub>。爰或逐電。或令<sub>三</sub>固辞<sub>一</sub>。為<sub>三</sub>陸奥掃部助奉行<sub>一</sub>。於<sub>三</sub>遁避之輩<sub>一</sub>者。永不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>召仕<sub>一</sub>之旨。再三依<sub>三</sub>仰含<sub>一</sub>。十余輩惣及<sub>三</sub>手合<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>徹<sub>三</sub>衣装<sub>一</sub>。長田兵衛太郎被<sub>三</sub>召出<sub>一</sub>候<sub>レ</sub>砌。判<sub>三</sub>申勝負是非<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>為<sub>三</sub>譜代相撲<sub>一</sub>也。

一番 左持  
右

三浦  
遠江六郎左衛門尉

結城  
上野十郎

二番

大須賀左衛門四郎

波多野小次郎

三番 左持  
右

渋谷太郎左衛門尉

檢牧中務三郎

四番 左勝  
右

橘薩摩余一

肥後祢藤次

五番 左勝  
右

広沢余三

加藤三郎

六番 左持  
右

常陸次郎兵衛尉

土肥四郎

勝并持者被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>御剣御衣等<sub>一</sub>。雲客取<sub>レ</sub>之。負者不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>堪否<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>大器<sub>一</sub>各給<sub>レ</sub>酒三度。御一門諸大夫等候<sub>レ</sub>酌。凡有<sub>レ</sub>興有<sub>レ</sub>感。時<sub>壯觀也</sub><sup>(9)</sup>。

とあり

時頼は宗尊將軍に武芸の廢れた事を述べ、振興策として武芸の試合を催すよう進言し、弓馬については追って定めるが(十一日に実施)当座相撲に就いて勝負をさせようとしたところ、御家人達は日頃武芸を嗜まなかったとみえて、『於<sub>二</sub>遁避之輩<sub>一</sub>者。永不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>召仕<sub>一</sub>之者。再三依<sub>二</sub>仰舍<sub>一</sub>』によって、やっと前記十二名の者が手合せに及んだ。

この条を見る限り鎌倉武士の氣骨は失われつつあり、時頼は昔日の東国武士の姿を再現しようとしたのであろう。おそらく頼家、実朝時代の蹴鞠、歌道の隆盛、宗尊將軍の歌道への耽溺が鎌倉武士を軟弱化したのを憂いての処置であった。武家政権である鎌倉幕府を支えるものが武力である以上、武芸が廢れることは存立の基盤が崩れることであり、幕府の実質上の実力者時頼としては当然の処置であった。

注

(1) 貫 達人  
三浦 勝男 編 鶴岡八幡宮古文書集(鶴岡八幡宮社務所) 昭和五五年 一五五頁

- (2) 貫達人  
三浦勝男 編鶴岡社務記録（鶴岡八幡宮社務所）昭和十三年 一頁
- (3) 黒板勝美編吾妻鏡第二（吉川弘文館）昭和四十九年 四七〇頁
- (4) 源平盛衰記卷第二十一（芸林舎）昭和五十年 三五八頁
- (5) 黒板勝美編吾妻鏡第二（吉川弘文館）昭和四十九年 四五七頁
- (6) 〃 五六八頁
- (7) 市古貞次  
大島建彦 校注曾我物語第一（岩波書店）昭和四十八年 八〇頁
- (8) 永積安明  
島田勇雄 校注古今聞著集三八〇（岩波書店）昭和四十九年 三〇二頁
- (9) 黒板勝美編吾妻鏡第四（吉川弘文館）昭和四十九年 五八二頁～五八四頁

## 七、狩 獵

鎌倉將軍の狩は頼朝、頼家二代だけで、以後歴代將軍の狩の記録はない。宮廷に於いても上代は盛んに狩をした記録があるが、鎌倉時代には承元二年土御門帝の時上皇が狩りを催されたのを最後に記録にはない。

即明月記承元二年二月二十七日の条に

天晴。御狩。私出京。<sup>(1)</sup>

とあるが最後である。

従って鎌倉幕府も、京の宮廷も実朝將軍時代以降共に狩をしていない。が、一般では建暦二年八月十九日の禁止以後も、度々鷹狩禁止令を出しているところを見ると、幕府や宮廷主催の狩は行わなかったと思われるが御家人達は禁止令を守らない者が多かった。

天皇、上皇の狩は遊狩であったが、頼朝、頼家の狩は、遊狩を兼ねた、集団戦闘訓練を目的としたものと思われる。又御家人の狩は身体鍛練、騎射訓練を兼ねた遊事でもあった。

## (イ) 牧 狩等

頼朝の狩の記は

吾妻鏡建久四年三月廿一日の条に

……將軍家為レ覽ニ下野国那須野。信濃国三原等狩倉。今日進発給。自ニ去比ニ所レ被レ召テ聚馴ニ狩獵ニ之輩也。

其中令レ達ニ弓馬一。又無ニ御隔心ニ之族。被レ撰ニ三十二人。各令レ帶ニ弓箭一。其外縱雖レ及ニ万騎一。不レ帶ニ弓箭一。可レ為ニ踏馬衆ニ之由被レ定云々。

所謂廿二人者。

江間 四郎 武田 五郎 加々美二郎 里見 太郎

小山 七郎 下河邊庄司 三浦左衛門尉 和田左衛門尉

千葉小太郎 榎谷 四郎 諏方 大夫 藤沢二郎

佐々木三郎 渋谷 二郎 葛西兵衛尉 望月 太郎

梶原左衛門尉 工藤小二郎 新田 四郎 狩野介

宇佐美三郎 土屋兵衛尉

とあり

大掛りな狩であったが弓箭を持って獲物を射たのは信頼のおける御家人で弓馬に秀でた者二十二人に過ぎなかった。これは野外に於ける大掛りなものとしては初めての試みであり混乱を防ぎ、危険を避ける為と、幕府草創期で危険人物も居たので、信頼するに足る二十二人としたのであろう。

又『自ニ去比ニ所レ被レ召テ聚馴ニ狩獵ニ之輩也。』とあり

也妻鏡建久四年五月廿七日の条に

吾：景光十一歳以来。以<sup>(3)</sup>三歳獵<sup>(3)</sup>為<sup>(3)</sup>業  
とあり

御家人達は年少の頃より日頃狩獵を行っていたことが知られると共に山野での実践に依り弓馬の術を磨いていたことも知られる。

同じく三月廿五日の条に

於<sup>(4)</sup>三武蔵国入間野<sup>(4)</sup>有<sup>(4)</sup>追鳥狩<sup>(4)</sup>。藤沢二郎清親施<sup>(4)</sup>百発百中之芸。揚<sup>(4)</sup>獲雉五。獲<sup>(4)</sup>鶴廿五。之各<sup>(4)</sup>。  
とあり

当時の弓射の的中率が実践の場に於いて極めて高かったことを物語っている。

吾妻鏡建久四年五月八日の条に

將軍家為<sup>(5)</sup>覽<sup>(5)</sup>富士野藍沢夏狩<sup>(5)</sup>。令<sup>(5)</sup>赴<sup>(5)</sup>駿河国<sup>(5)</sup>給。江間殿。上総介。伊豆守。小山左衛門尉。同五郎。同七郎。里見冠者。佐貫四郎大夫。畠山二郎。三浦介。同平六兵衛尉。千葉太郎。三浦十郎左衛門尉。下河邊庄司。稻毛三郎。和田左衛門尉。榛谷四郎。浅沼二郎。工藤左衛門尉。土屋兵衛尉。梶原平三。同源太左衛門。同平二。同三郎兵衛尉。同刊部丞。同兵衛尉。槽谷藤左衛門尉。岡部三郎。土岐三郎。完戸四郎。波多野五郎。河村三郎。加藤太。同藤次。愛甲三郎。海野小太郎。藤澤二郎。望月三郎。小野寺太郎。市河別当。沼田太郎。工藤庄司。同小次郎。瀬津二郎。中野小太郎。佐々木三郎。同五郎。渋谷庄司。小笠原次郎。武田五郎。等候<sup>(6)</sup>御共<sup>(6)</sup>。其外為<sup>(6)</sup>一射手<sup>(6)</sup>輩之群参不<sup>(6)</sup>可<sup>(6)</sup>勝計<sup>(6)</sup>云々。  
とあり

主なる射手の氏名を挙げ、『其外為ニ射手ニ輩之群參不レ可ニ勝計』とあり、多数の射手の参加を許している。これは去る三月廿一日の那須野の狩りの経験により、統制ある行動が可能となり、危険を避る自信を得たからであろう。十五日の条に

……召ニ里見冠者義成<sup>(5)</sup>。向後可レ為ニ遊君別当<sup>(6)</sup>。只今即彼等群集<sup>(6)</sup>とあり

遊君が群集し別当を任ずる程多数が参加した。

十六日の条には

富士野御狩之間。將軍家督若君始令レ射給候。愛甲三郎季隆本自存レ物達ニ故実<sup>(7)</sup>之上。折節候ニ近々<sup>(7)</sup>。殊勝追合之間。忽有ニ此飲羽<sup>(7)</sup>云々。

とあり

頼家が始めて鹿を射、頼朝が感激している。弓馬の名手愛甲三郎季隆が、たまたま近くに居合わせ射易いように追合せたことにもよるが、若年の頼家の弓勢も立派なものである。

更にこの時の狩では

吾妻鏡建久四年五月廿八日の条に

小雨降。日中以後霽。子剋。故伊東次郎祐親法師孫子。曾我十郎祐成。同五郎時政。致レ推<sup>(8)</sup>ニ參于富士野神野御旅館<sup>(8)</sup>。殺ニ戮工藤左衛門尉祐経<sup>(8)</sup>。……五郎者。差<sup>(8)</sup>御前<sup>(8)</sup>奔參。將軍取ニ御劍<sup>(8)</sup>。欲<sup>(8)</sup>ニ令<sup>(8)</sup>向<sup>(8)</sup>レ之給<sup>(8)</sup>。

とあり

頼朝も『將軍取ニ御劍』。欲<sup>(8)</sup>ニ令<sup>(8)</sup>向<sup>(8)</sup>レ之給<sup>(8)</sup>』とあり、劍技に多少の自身があったと思われる。当時はまだ劍法と

いえる程のものは無かったが、戦場での経験により、初歩的剣技はあった。

この事件は大事件であつたらしく、吾妻鏡は、この事件に多くを費している。

頼家の狩獵は吾妻鏡に七回記されている（鷹場を覽る為山内庄に出られたのを除き）

吾妻鏡正治二年閏二月八日の条に

晴。羽林為<sup>二</sup>狩獵<sup>一</sup>。渡<sup>三</sup>御伊豆国藍沢原<sup>一</sup>。北条五郎時連。三浦十郎義連。和田平太胤長。長沼五郎宗政。結城七郎朝光。波多野次郎経朝。海野小太郎幸氏。大河戸太郎重澄。網嶋次郎<sup>く</sup>。狩野七郎<sup>く</sup>己下射手六十人。有<sup>三</sup>殊仰<sup>一</sup>御共<sup>(9)</sup>……

とあり

十六日に帰着している。

吾妻鏡建仁二年七月十七日の条に

左金吾為<sup>二</sup>狩獵<sup>一</sup>御<sup>三</sup>進発伊豆国<sup>一</sup>。北条五郎被<sup>レ</sup>催<sup>三</sup>御共<sup>(10)</sup>……  
とあり

廿三日の条に帰着とある。

建仁二年九月廿一の条に

將軍家下<sup>二</sup>向伊豆駿河兩國狩倉<sup>一</sup>給。被<sup>レ</sup>召<sup>三</sup>具数百騎<sup>一</sup>。而被<sup>レ</sup>定<sup>三</sup>内外勢子<sup>一</sup>。可<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>内之輩。小笠原阿波弥太郎。比企三郎。和田三郎。細野兵衛尉。中野五郎能成也。各不<sup>レ</sup>帶<sup>三</sup>弓箭<sup>一</sup>。着<sup>三</sup>竹笠行騰<sup>一</sup>差<sup>レ</sup>鞭。但能成一人被<sup>レ</sup>聽<sup>三</sup>弓箭<sup>一</sup>。此外輩皆可<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>外。是又不<sup>レ</sup>帶<sup>三</sup>弓箭<sup>一</sup>。令<sup>レ</sup>帶者。射手十人許也。謂<sup>レ</sup>射手者。和田兵衛尉常盛。榎谷四郎重朝。和田平太胤長。海野小太郎幸氏。望月三郎重隆。小坂弥三郎。鎌田小次郎。笠原十郎。新田四

郎忠常。工藤小次郎行光等也。<sup>(11)</sup>

とあり

射手は弓術名誉の十人丈であった。

建仁三年五月廿六日の条に

將軍家為<sup>ニ</sup>狩獵<sup>一</sup>。御<sup>ニ</sup>進発伊豆国<sup>一</sup>。<sup>(12)</sup>

とあり

六月一日の条に『將軍家着<sup>ニ</sup>御伊豆国狩倉<sup>一</sup>』とあり<sup>(13)</sup>

六月三日の条に將軍家渡<sup>ニ</sup>御駿河国富士狩倉<sup>一</sup>。<sup>(14)</sup>

六月十日の条に『將軍家自<sup>ニ</sup>駿河国<sup>一</sup>還<sup>ニ</sup>御鎌倉<sup>一</sup>。<sup>(15)</sup>

とあり、

この狩りが最も長期に渡っており他は皆十日以内の旅であった。この旅では一日に伊東崎山中の大洞を和田平太胤長に探らせ、三日には新田四郎忠常をして富士山麓の人穴を探らせたことが記されているが、狩の内容については記されず、記された射手の氏名に依り当時の知られた射手を僅かに知るのみである。

(四) 鷹狩

頼朝、頼家ともに吾妻鏡に鷹狩の記各一回づつあり

即吾妻鏡文治五年十一月十七日の条に

雪降。己以後属<sup>レ</sup>晴。二<sup>三</sup>日<sup>四</sup>為<sup>レ</sup>歴<sup>ニ</sup>覽鷹場<sup>一</sup>。出<sup>ニ</sup>大庭邊<sup>一</sup>。<sup>(16)</sup> ……

吾妻鏡建仁二年十二月十九日の条に

雪降。積<sub>レ</sub>地七寸。將軍家為<sub>レ</sub>覽<sub>ニ</sub>鷹場<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>山内庄<sub>一</sub>。給<sub>(17)</sub>とあり

或れも鷹場を覽た記であり鷹狩をしたとはしていない。しかし、鷹場が在り、これを覽たとの記があるからには、鷹狩りを催したことは確実と思われる。

実朝後の歴代將軍も鷹狩禁止令は出しているが、鷹狩りをしたとの記録はない。

吾妻鏡建曆二年八月十九日の条に

可<sub>レ</sub>禁<sub>ニ</sub>斷鷹狩<sub>一</sub>由。被<sub>レ</sub>仰<sub>ニ</sub>守護地頭等<sub>一</sub>。但於<sub>ニ</sub>信濃国諏方大明神御贄鷹<sub>一</sub>者。被<sub>レ</sub>免之由云々<sub>(18)</sub>。

とあり

吾妻鏡寛元三年十一月十日の条には

被<sub>レ</sub>停<sub>ニ</sub>止鷹狩<sub>一</sub>。有限神社供税支。不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>子細<sub>一</sub>之由。今日普可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>触仰<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>之<sub>(19)</sub>。

とあり

十二月十六日の条には

鷹狩支。永被<sub>ニ</sub>停止<sub>一</sub>。違犯輩者。可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>後悔<sub>一</sub>。但於<sub>ニ</sub>神社供祭物<sub>一</sub>者非<sub>ニ</sub>制限<sub>一</sub>。又六斎殺生支。重被<sub>レ</sub>仰<sub>ニ</sub>諸

国<sub>一</sub>。但於<sub>ニ</sub>神社有<sub>レ</sub>例之供祭<sub>一</sub>。非<sub>ニ</sub>制限<sub>一</sub>之由。被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>之云々<sub>(20)</sub>。

とあり

神社の供祭以外は固く禁じられた。併し神社の供祭は許す所謂ザル法であった為、密狩が跡を断たず建長二年十一月廿九日の条で

鷹狩事。諸人已背<sub>ニ</sub>嚴重制符<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>之為<sub>ニ</sub>日次之業<sub>一</sub>。所処喧嘩狼藉。職而由<sub>レ</sub>斯。仍可<sub>ニ</sub>停止<sub>一</sub>之由。被<sub>レ</sub>仰<sub>ニ</sub>諸國

守護人等<sup>一</sup>。其状云。

鷹鴉事

右。自<sup>二</sup>右大将家御時<sup>一</sup>。諸社贅鷹外禁断之处。近年諸人令<sup>二</sup>好仕<sup>一</sup>云々。甚不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然。於<sup>二</sup>自今以後<sup>一</sup>者。所々供祭之外。大小鷹一向被<sup>レ</sup>停<sup>二</sup>止<sup>一</sup>之<sup>一</sup>。存<sup>二</sup>此旨<sup>一</sup>。当國中随<sup>二</sup>聞及<sup>一</sup>。可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>二</sup>制止<sup>一</sup>。若不<sup>二</sup>兼引<sup>一</sup>之輩出来者。早可<sup>二</sup>注申<sup>一</sup>。殊可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>御沙汰<sup>一</sup>也者。依<sup>レ</sup>仰執達如<sup>レ</sup>件

建長二年十一月廿九日

相模守

陸奥守

某殿<sup>(21)</sup>

とあり

時頼、重時の連名で嚴重に禁止を命じた。この条によれば頼朝の時より鷹狩は禁止されていたにもかかわらず『為<sup>二</sup>日次之業<sup>一</sup>』者が多く居る程盛んに行なわれたようである。又禁止は鷹狩りによる『喧嘩狼藉』が多かったことも原因であった。

弘長元年二月廿九日の条で

鷹狩神社供祭外可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>停止<sup>一</sup>事<sup>(22)</sup>

とあり

更に文永三年三月廿八日の条で

仰<sup>二</sup>放遊之士<sup>一</sup>。可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>禁<sup>二</sup>遏鷹狩<sup>一</sup>之旨。日来有<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>。所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>施<sup>二</sup>行于諸国守護人<sup>一</sup>也。其状云。

## 鷹狩 貳

右。供祭之外。禁制先畢。仍雖レ備ニ于供祭。非ニ其社領一。縦雖レ為ニ其社領一。非ニ其社官一者。一切不可レ仕レ狩之由。可レ令レ相ニ触レ其國中一。若有ニ違犯之輩一者。愆可レ注ニ申交名一之状。依レ仰執達如レ件。

文永三年三月廿八日

相模守

左京権大夫

某殿 守護人云々<sup>(23)</sup>。

とあり

時宗、政村連名で守護に鷹狩禁止を命じた。これ程何度も禁止を命じなくてはならない程、鷹狩りは広く行なわれていた。抜け道の有る禁止令は結局大した効果がなかった。鷹狩りに依る喧嘩の尻を幕府に持込ませない為の予防策としての禁止令としか考えられない。反面將軍、執権等幕府の要職にある者は鷹狩りが実施出来なくなった。為に吾妻鏡には鷹狩りの記が無いのではなからうか。

注

- (1) 藤原定家著明月記第二(国書刊行会) 昭和四八年 六五頁  
 (2) 黒板勝美編吾妻鏡第二(吉川弘文館) 昭和四九年 四八六頁  
 (3) 〃 〃 〃 四九〇頁  
 (4) 〃 〃 〃 四八七頁  
 (5) 〃 〃 〃 四八八頁



吾妻鏡文治四年六月五日の条に

自<sub>二</sub>去夜<sub>一</sub>雨降。晡時以後如<sub>レ</sub>沃。雷電声終日不<sub>二</sub>休止<sub>一</sub>。戌剋洪水。勝長寿院前橋落畢。而飯田次郎相<sub>二</sub>当御堂宿直<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>水練者<sub>一</sub>。相<sub>二</sub>具郎從<sub>一</sub>。浮<sub>二</sub>渡水面二町余<sub>一</sub>取<sub>二</sub>留之<sub>一</sub>。而景時為<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>御堂辺<sub>一</sub>。欲<sub>二</sub>參入<sub>一</sub>之処。橋已流之間。扣<sub>レ</sub>駕之間。見<sub>二</sub>飯田所為<sub>一</sub>。令<sub>二</sub>歸參<sub>一</sub>申<sub>二</sub>其由<sub>一</sub>。則召<sub>二</sub>飯田<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>御馬<sub>一</sub>云々。<sup>(1)</sup>

洪水の為橋が落ちたとあり、濁流であり、水勢も強かったと思われるのに、主従共に二町余りを泳ぎ渡ったのは今日から見ても立派な泳者と云える。

吾妻鏡正治二年九月二日の条に

羽林令<sub>レ</sub>歴<sub>二</sub>覽小壺海辺<sub>一</sub>給。小坂太郎。……有<sub>二</sub>例笠懸<sub>一</sub>……次海上粧船献<sub>二</sub>盃酒<sub>一</sub>。而朝夷名三郎義秀有<sub>二</sub>水練之聞<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>此次<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>顯<sub>二</sub>其芸<sub>一</sub>之由。有<sub>二</sub>御命<sub>一</sub>。義秀不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>辞申<sub>一</sub>。則自<sub>レ</sub>船下。浮<sub>二</sub>海上<sub>一</sub>往還数丁。結句入<sub>二</sub>波底<sub>一</sub>。暫不<sub>レ</sub>見。諸人成<sub>レ</sub>恠之処。提<sub>二</sub>生鮫三喉<sub>一</sub>。浮<sub>二</sub>上于御船前<sub>一</sub>。満座莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>感。<sup>(2)</sup>……

『朝夷名三郎義秀有水練之聞』とあり、水泳の名手として知られていた。これ等の条々より当時の水泳は平泳ぎと潜水が主であったと思われる。

即源平盛衰記下卷第三十五高綱宇治河を渡す事に

……佐々木が郎等に常陸国の住人鹿島与一とて無雙の水練あり、鎧脱ぎ置き禪をかき、腰には鎌をさし、手には熊手を以て河の底に入り、良久しく沈みくぐりて……<sup>(3)</sup>

とあり

潜水のことを記している。

尚この頃では佐々木高綱と梶原源太景季の水馬に依る先騎争ひの事を記し、畠山庄司重能が子息重忠は……『手勢五百余騎、さと河にぞ打入れたる』<sup>(4)</sup>とあり、東国武士の殆んどは水馬に巧みであったと思われる。

注

(1) 黒板勝美編吾妻鏡第一(吉川弘文館)昭和四九年 三〇一頁

(2) 〃 第二 五七六頁

(3) 源平盛衰記下卷三十五(芸林舎)昭和五十年 八一頁

(4) 〃 八三頁

## 九、蹴鞠

蹴鞠は第二代將軍頼家が異常とも思われる程に愛好してから鎌倉でも盛んになった。吾妻鏡正治元年十一月十八日の条に『中將家渡<sup>ニ</sup>御比企右衛門尉能員宅<sup>ニ</sup>。於<sup>ニ</sup>南庭<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>御鞠<sup>ニ</sup>。北条五郎時連。比企弥四郎。富部五郎。細野四郎。大輔房源性等候<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>』<sup>(1)</sup>とあるを初見とし、將軍では頼家。実朝。宗尊。北条家では時連。時房。時頼。を初めとし多くの愛好者が居り、京都より鞠道の大家、紀内所行景、刑部卿三位宗長、難波少将宗教、二条小将兼教、尾張少将清基、その他多数の高足が鎌倉に下向し、指導に当たったので、鎌倉武士の間に鞠は普及し、吾妻鏡建暦三年九月廿六日の条にある如く長沼五郎宗政をして『当代。以<sup>ニ</sup>歌鞠<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>業<sup>一</sup>』<sup>(2)</sup>と云わしめた程であった。尚詳細は拙著教養論叢第二二卷第二号『鎌倉幕府要人とその周辺の蹴鞠』を参照されたい。

注

(1) 黒板勝美編吾妻鏡第二(吉川弘文館)昭和四九年 五六三頁

②

七〇三頁

## 十、その他

その他のものとしては鶴岡宮放生会、臨時祭或は幕府の馬場殿等で行われた競馬、草鹿勝負がある。

(イ) 競馬くらべうま(1)

競馬は鶴岡八幡宮の放生会、臨時祭には流鏑馬、相撲とともに必ず催された。鶴岡祭で初めて競馬が行われたのは文治五年四月三日からで競馬三番。とあるのみで騎手は不明である。その後も祭礼の競馬の記には騎手名はない。幕府内での競馬は

吾妻鏡貞応二年四月十三日の条に

若君出<sub>三</sub>御南庭<sub>一</sub>。……駿河三郎光村。筑後九郎知氏。伊賀左衛門太郎宗義。佐々木八郎信朝騎<sub>三</sub>競馬<sub>二</sub>。……とあり

同じく安貞二年五月八日の条に

將軍家出<sub>三</sub>御馬場殿<sub>一</sub>御所車<sub>二</sub>。有<sub>三</sub>五番競馬<sub>一</sub>。佐々木加地三郎左衛門尉。印東八郎以下被<sub>レ</sub>召<sub>三</sub>決其勝負<sub>二</sub>云々<sub>三</sub>。……とあり

前二個条の他は騎手名を記した記事はない。八幡宮祭、幕府内での競馬ともに名ある者が騎手に選ばれなかった為吾妻鏡の筆者は之を略したものと思われる。要するに鎌倉武士は弓箭を帯しない乗馬は軽く扱ったのであろう。

(ロ) 草鹿くさしか(4)

草鹿について吾妻鏡は二回丈取挙げているに過ぎない

即吾妻鏡建久三年八月廿日の条に

將軍家渡ニ御御産所一。召ニ父母兼備射手等一。有ニ草鹿勝負ニ云々。

一番 梶原左衛門尉 比企弥四郎

二番 三浦兵衛尉 同太郎

三番 千葉兵衛尉 梶原兵衛尉刑部(5)兼子

とあり実朝の健全な成長を祈念して、有力御家人中父母兼備の日出度き家庭より射手を選んで草鹿の勝負を行った。

嘉禄二年九月二十二日の条には

於ニ幕府南庭ニ有ニ草鹿勝負一。相州。武州。駿河前司。出羽前司。下野入道等為ニ念人一。

射手

一番 相模 四郎 下河邊左衛門尉

二番 小笠原六郎 本間太郎左衛門尉

三番 三浦駿河次郎 横溝(6)六郎

とあり

この日の草鹿勝負には將軍の出御もなく、如何なる理由で催されたか不明である。

注

(1) 古事類苑武技部十四、競馬(七九七頁)に依れば、『競馬ハ、古ハ、クラベウマ、ユマクラベ、又ハ、キホヒウマトモ云ヒ、……其法馬場ノ本ニ馬ヲ出アリ、馬場ノ本ニ勝負ノ標杵アリ、此間ニ於テ左右二騎、各々角走シテ先ヲ争ヒ、標杵ノ下ヲ以テ勝敗ノ標準トス、左右各々方人アリテ、勝者ニ纏頭ヲ與フ、番数ハ時ニ由リテ一様ナラザレドモ、大抵十番ヲ以テ程限トス、

騎者ハ鉦鼓ニ從テ進退シ、一騎先ツ出テ、敵ヲ待チ、一騎後ヨリ之ヲ追フ、前者ノ勝ヲ儲勝ト云ヒ、後者ノ勝ヲ追勝ト云フ、二騎 遅速ナキヲ持ト為ス、別ニ十列ト云フアリ、トヲツラト訓ズ、亦一種ノ競馬法ニシテ、十騎一時ニ並ビ馳セテ、其遅速ヲ争フモノナリト云ヒ、或ハ二騎ツツ十度列リテ馳スルコトニテ十番ノ競馬ナリトモ云フ』とある

(2) 黒板勝美編吾妻鏡第三(吉川弘文館) 昭和四九年 八頁

七〇頁

(1) 的の板を鹿の形に作り、獸毛のついた革で包み串的にかける。的には径約十三cmの白斑をつくる。これを矢中やあての星といつた。

(5) 黒板勝美編吾妻鏡第二(吉川弘文館) 昭和四九年 四七一頁

第三

四五頁、四六頁

### 十一、鎌倉に於ける予選会

鎌倉に於いて、承元四年八月十三日に鶴岡八幡宮放生会流鏑馬射手の予選会が始めて催された。予選会開始の事由については何等の記もないので不明である。

吾妻鏡承元四年八月十三日の条に

来十六日鶴岳馬場流鏑馬射手数輩被<sub>レ</sub>差之中。今日於<sub>二</sub>馬場<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>試。就<sub>二</sub>堪否<sub>一</sub>有<sub>二</sub>用捨之定<sub>一</sub>。先々無<sub>二</sub>此儀<sub>一</sub>。今年被<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>例云々。<sup>(1)</sup>

とあり

これより予選会が行われるようになった。予選会は幕府の馬場、由比浦等で行われ、自由参加でなく指名者の技を試し適格者を定めた。合格者については十三日の条も放生会当日の十六日の条にも記されていないので不明である。又弓始も宗尊親王の建長三年一月八日より予選会を行うようになった。

即吾妻鏡建長三年一月八日の条に

……次由比浜御弓始。被<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>射手<sub>一</sub>。陸奥掃部助監<sub>二</sub>臨之<sub>一</sub>。武蔵守。遠江守。北条六郎以下。為<sub>二</sub>見物<sub>一</sub>而被<sub>二</sub>行向<sub>一</sub>云々。

射手十七人

- 一番 武田五郎七郎 早川次郎太郎
- 二番 横溝七郎五郎 桑原 平内
- 三番 布施 三郎 小野澤二郎
- 四番 平井 八郎 薩摩 九郎
- 五番 真板五郎二郎 池田 五郎
- 六番 佐貫弥四郎 諏方兵衛四郎
- 七番 多賀谷弥五郎 工藤右近三郎
- 八番 河野右衛門四郎 一色四郎左衛門尉
- 九番 棗右近三郎 独弓<sub>(2)</sub>

とあり

十日の条に

今日御弓始之儀。奥州。前右馬権頭。宮内少輔等出仕云々。

射手十人 各立烏帽子水干 葛袴浅履 二五度射之

- 一番 武田五郎七郎政平 早河二郎太郎祐泰

二番 横溝七郎五郎忠光 桑原平内盛時  
 三番 多賀谷弥五郎重茂 諏方兵衛四郎盛頼  
 四番 布施三郎行忠 真板五郎二郎経朝  
 五番 轟右近二郎 平井八郎清頼<sup>(3)</sup>

とあり

小野澤二郎。薩摩九郎。池田五郎。佐貫弥四郎。工藤右近三郎。河野右衛門四郎。一色四郎左衛門尉の七名が予選落ちしたことが分かる。又弓始の服装も明記されている。

おもうに予選会開催は、八幡宮の流鏑馬、幕府の弓始に出場することは武士の名誉とされ権威づけられるようになり出場希望者が多くなった為と思われるが、門戸を広く開放したのではなく、予選会出場者も幕府の指名によったもので、下級の士は参加出来なかった。

笠懸、犬追物等に予選会がなかった事から以上のような推察を試みた。

注

- (1) 黒板勝美編吾妻鏡第二(吉川弘文館)昭和四九年 六五二頁  
 (2) 〃 第四 四六五頁〜四六六頁  
 (3) 〃 四六六頁

## 十二、弓馬の師範

日本武道全集第三卷弓術、小笠原流によれば、『小笠原家の始祖となる長清は、この遠光の二男であり、母は和田

義盛の娘で、応保二年三月甲州小笠原館で生れた。長清は、父遠光より糾方的伝を承け、父とともに頼朝の師範となり、<sup>(1)</sup>』とあり、小笠原家弓法書にも『文治三年十一月五日、源頼朝の糾方師範なり、』<sup>(2)</sup>とあるが、吾妻鏡には之等に関する記は全く見られない。治承四年十月十九日に鎌倉に参着した加々美二郎長清（後小笠原を称す）が射手として始めて吾妻鏡に現れるのは前掲建久四年三月廿一日の下野国。那須野の狩の射手廿二人の内にその名を見る。鎌倉に参着後十一年目であり、この間弓射に関する記は多いが長清の名は何処にも見られない。弓射行事では建久四年八月十六日の鶴岡宮流鏑馬射手十三名の内にその名が見られるを初見とする。

前掲吾妻鏡建久五年十月九日の条に、頼朝は、小山朝政の家に弓馬堪能の士十八名を召集して相伝之家説を談ぜしめた中に、小笠原次郎長清も名を連ねているが、『面々意巧不二准』。仍令前右京進仲業記彼意見給。』とあり、中原仲業の意見を記さした。小笠原長清が師範らしき様子はない。併し吾妻鏡の記から長清が弓馬の大家であったことは確である。

將軍の師ではないが、若君頼家の弓師として下河辺庄司行平が在る。

遣妻鏡建久元年四月七日の条に

被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>御書於下河邊庄司行平<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>其召<sub>一</sub>。是依<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>若君御弓師<sub>一</sub>也。若君漸御成人之間。令<sub>レ</sub>慣<sub>二</sub>弓馬之芸<sub>一</sub>給之外。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>他事<sub>一</sub>。而可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>扶持<sub>一</sub>之輩。諸家雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其数<sub>一</sub>。行平適為<sub>二</sub>数代將軍後胤<sub>一</sub>也。随而弓箭達者也。仍及<sub>二</sub>此御沙汰<sub>一</sub>。……

とあり、下河辺庄司行平が頼家の弓師となった。しかして当時は弓馬一体の考えにより弓師とは弓馬の師であることは『令<sub>レ</sub>慣<sub>二</sub>弓馬之芸<sub>一</sub>給……』よりみても明かであり。小笠原家弓法書よりも吾妻鏡を重んずれば、行平を以って鎌倉幕府における公式の弓馬の師第一号とするのが妥当ではあるまいか。

吾妻鏡建久四年八月九日の条に

將軍家令<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>由比浦<sub>一</sub>給。是所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>ニ</sub>具來放生會流鏑馬射手<sub>一</sub>也。各被<sub>レ</sub>試<sub>ニ</sub>其射芸<sub>一</sub>。北条五郎時連始從<sub>ニ</sub>此役<sub>一</sub>。令<sub>下</sub>下<sub>ニ</sub>河邊庄司行平<sub>一</sub>訓<sub>中</sub>其躰<sub>上</sub>給。而就<sub>ニ</sub>弓持様<sub>一</sub>。武田兵衛尉有義。海野小太郎幸氏等有<sub>下</sub>申<sub>ニ</sub>子細<sub>一</sub>支<sub>上</sub>。行平述<sub>ニ</sub>譜第口伝故実等<sub>一</sub>。將軍令<sub>レ</sub>甘<sub>ニ</sub>心彼儀<sub>一</sub>給勿論也。<sup>(4)</sup>

とあり

行平は頼家の弓師ではあったが、幕府の師範ではなく、師範の如き立場にあったと推察される。

吾妻鏡建久六年十一月六日の条

下河邊庄司行平事。將軍家殊被<sub>レ</sub>施<sub>ニ</sub>芳情<sub>一</sub>之餘。於<sub>ニ</sub>子孫<sub>一</sub>永可<sub>レ</sub>准<sub>ニ</sub>門葉<sub>一</sub>之旨。今日被<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>御書<sub>一</sub>云々。<sup>(5)</sup>

とあり

行平は頼朝の信任厚く遂に准門葉となった。

門葉となった為か、以後行平の名は射手としては出てこない。嘉禎三年七月十九日に北条時頼の放生會流鏑馬出場の試射會に宿老として其の名が記されているのみである。

吾妻鏡建長二年二月廿六日の条に

將軍家可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>文武御稽古<sub>一</sub>之由。相州以<sub>ニ</sub>消息状<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>諫<sub>ニ</sub>申<sub>一</sub>之給。為<sub>ニ</sub>和漢御學問<sub>一</sub>。則縫殿頭。參河前司。為<sub>ニ</sub>弓馬御練習<sub>一</sub>。亦秋田城介。小山出羽前司。遠江次郎左衛門尉。武田五郎。三浦介等。常令<sub>レ</sub>召<sub>ニ</sub>候御所中<sub>一</sub>。各可<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>召<sub>ニ</sub>云々<sub>一</sub>……<sup>(6)</sup>

とあり

この条に於ける弓馬の御相手をした秋田城介、小山出羽前司、遠江次郎左衛門尉、武田五郎、三浦介は、將軍頼經の師と見て差し支えないと思われるが、ここにも小笠原家の者らしき者は見当らない。

制度の上で弓馬の師として正式に位置付けられるのは室町時代からで、鎌倉時代は、必要の都度、弓馬の師又はそれに似たような形で命ぜられたものと思われる。

注

- (1) 東京教育大学体育史研究室  
日本古武道振興会 共編日本弓術・馬術史(人物往来社) 昭和四十一年 四四頁
- (2) 小笠原清信著小笠原家弓法書、弓法篇(講談社) 昭和五十年 一三頁
- (3) 黒板勝美編吾妻鏡第二(吉川弘文館) 昭和四九年 三七七頁
- (4) 〃 〃 四九五頁
- (5) 〃 〃 五五一頁
- (6) 〃 〃 四二二頁

### 十三、レクリエション

レクリエションとして鶺鴒、闘鶏、手鞠、遊覧(資料略)等があった。

#### (1) 鶺鴒

当時鎌倉にも鶺鴒があった。

吾妻鏡建久十年七月一日の条に

羽林為<sub>レ</sub>覽<sub>ニ</sub>鶺鴒船<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>赴<sub>ニ</sub>相模河邊<sub>一</sub>之給。畠山次郎。葛西兵衛尉以下愛<sub>レ</sub>鶺鴒之輩。依<sub>ニ</sub>別仰<sub>一</sub>令<sub>ニ</sub>供奉<sub>一</sub>云々。<sup>(1)</sup>

とあり

鶺鴒船による鶺鴒があり、上士の中には鶺鴒を愛好せる輩が相当数いたことが知られる。頼家も鶺鴒を覽たとあるが、その反応については記されていない。その後頼家が鶺鴒を覽た記録が無いところをみると大した興味は示

さなかつたと思われる。畠山重忠の如き武辺者が鶉飼の愛好者であつたことは興味深い。

(ロ) 闘 鶏

宮廷で盛んであつた闘鶏は鎌倉でも僅に行われた。

吾妻鏡承元元年三月三日の条に

於<sup>(2)</sup>北御壺<sup>二</sup>。有<sup>二</sup>鶉闘会<sup>一</sup>。時房朝臣、親廣。朝光。義盛。遠元。景盛。常秀。常盛。義時。宗政等為<sup>二</sup>其衆<sup>一</sup>云々。

とあり

吾妻鏡は、この条以外闘鶏の事に触れていない。従つて闘鶏は鎌倉武士の間では盛んではなかつたと思われる。宮廷で盛んで、鎌倉では僅かにしか行われなかつたことは意外である。

(ハ) 手 鞠

手鞠は上級家庭の子女の遊事として行われた。

吾妻鏡貞応二年正月二日の条に

於<sup>二</sup>若君御方<sup>一</sup>。有<sup>二</sup>手鞠会<sup>一</sup>。奥州。駿河守。後藤左衛門尉。隱岐入道。刈田右衛門尉等為<sup>二</sup>其衆<sup>一</sup>。若年之輩不<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>召加<sup>一</sup>云々。<sup>(3)</sup>

とあり

六才の頼経に義村、重時等の重臣が相手となり、特に若年の者は加えられなかつた。特に『若年之輩不<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>召加<sup>一</sup>』とあることは若年の者が度々相手をしたことを物語るものである。

四月十三日の条に

若君出「御南庭」。有「手鞠会」<sup>(4)</sup>。

とあり

同じく廿八日の条に

若君出「御西御壺」。有「例手鞠会」<sup>(5)</sup>。  
とあり

『例手鞠会』とあるに依り、頼経の遊びとして屢々手鞠会を催したことが知られる。幕府南庭や西御壺などの室外で行なった。

注

- (1) 黒板勝美編吾妻鏡第二(吉川弘文館) 昭和四九年 五七五頁  
 (2) 〃 〃 六三五頁  
 (3) 〃 第三 五頁  
 (4) 〃 〃 八頁  
 (5) 〃 〃 八頁

#### 十四、おわりに

鎌倉幕府の体育的運動に対する姿勢は、武家政権であるその体質上武力こそ、政権を支える基盤であり、公家化は幕府を滅亡に導くものとして、常に警戒していた。従って当時の武力で最も威力の有ったのは弓馬であったことから、弓馬の芸を奨励した。中でも実戦的な騎射が奨励され、立射は、弓始の式等の如く儀式的なものに限られた。

騎射は、前掲平家物語、富士川の事に『実盛ほど射候ふ者は、八箇国に幾らも候。……鎧の二三領は、たやすう、

かけず射通し候。……馬に乗って落つる道を知らず、悪所を馳すれど、馬を倒さず。……』と齊藤実盛が、阪東武者の騎射の力量を述べている如く、弓馬は阪東武者の得意とするところで、鎌倉幕府開府前より勝れていた。これは日常阪東の山野を馬にて駆け巡り、狩猟に或いは領地争に明け暮れていたからで、弓馬の芸こそ武士の道との通念を生み、一層練磨に励んだことによる。頼朝も前掲元暦元年五月十九日の条に見る如く『於ニ杜戸松樹下ニ有ニ小笠懸ニ。是士風也。……武衛被レ仰レ之。』として騎射こそ士風であると云っている。北条義時は

吾妻鏡承元三年十一月四日の条に

弓馬事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>思食<sub>一</sub>之由。相州依<sub>ニ</sub>諫申<sub>一</sub>。

とあり

実朝の武芸軽視を諫めた。

七日の条には

……武芸為<sub>レ</sub>事。令<sub>レ</sub>警<sub>ニ</sub>衛朝廷<sub>一</sub>給者。可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>関東長久基<sub>一</sub>之由。相州大官令等被<sub>レ</sub>尽<sub>ニ</sub>風詞<sub>一</sub>云々。

とあり

義時、広元等が、武芸を事として朝廷の周辺を固めておれば、鎌倉幕府は永く安泰であると述べ、和歌、蹴鞠等を重んじた実朝の姿勢を正すべく諫言をした。この条こそ鎌倉幕府の在り方を単的に述べた本音と云っても差支えないであろう。

前掲建長六年閏五月一日の条に『于<sub>レ</sub>晴相州被<sub>レ</sub>申云。近年武芸廢而自他門共好<sub>ニ</sub>非職才芸<sub>一</sub>。……忘<sub>ニ</sub>吾家礼<sub>一</sub>訖。……然者弓馬芸者追可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>試会<sub>一</sub>。先於<sub>ニ</sub>当座<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>ニ</sub>決相撲<sub>一</sub>就<sub>ニ</sub>勝負<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>感否御沙汰<sub>一</sub>。之由云々。とあり、北条時頼は御家人達が武芸を忘れ『好<sub>ニ</sub>非職才芸<sub>一</sub>……忘<sub>ニ</sub>吾家礼<sub>一</sub>訖』とし、武芸以外の芸を好み、吾家礼即武芸を怠り

勝ちになったことを憂え、御家人達の引締めを計り、相撲の勝負を、その場で行わせ、弓馬の勝負についても後日之を実施した。

以上の如く、義時、時頼等幕府の実力者は、将軍が武芸を軽視すれば将軍を諫め、御家人が武芸を怠れば、強引に之を実施させ、戦力の基本である弓馬、相撲等の奨励に努めた。従って鎌倉武士の間では好むと好まざるとにかかわらず弓馬、相撲が広く行われた。

鎌倉武士独自の体育的なものは無く、総て京都よりの輸入であった。従って常に京風を範としていた。ただ弓馬に關しては、幕府の姿勢もあり、多くの名手を生み、中でも小笠原長清を祖とする小笠原派が指導的立場を確立し、室町時代、徳川時代へと繁栄を続けた。

又水練、川狩りも前述の如く、広く行われ、度々禁止を命ぜられた鷹狩りは盛んに行われた。蹴鞠も頼家以後、消長はあったにしても、相当盛んであったし、レクリエーションとしての鶉飼、闘鶏、手鞠等があり、その他、花見、道逆、遊覧、舟遊等の記も吾妻鏡は載せている。これ等から武士達は各自の好むところの遊事も巾広く行っていたと思われる。

注

- (1) 黒板勝美編吾妻鏡第二(吉川弘文館) 昭和四九年 六四七頁  
 (2) 〃